

2020年4月1日から 飲食店を含むほとんどの施設が 原則屋内禁煙になります

屋内禁煙としない施設では、喫煙専用室が設けられます。
このことにより、たばこを吸わない方が受動喫煙に遭う機会は大きく減少します。

改正法内容

- ・原則屋内禁煙です。
- ・喫煙専用室のある施設には、建物の出入口と喫煙専用室の出入口に標識が掲示されています。
- ・20歳未満は喫煙専用室への立入は禁止です。
- ・喫煙専用室には、法律上の設置基準があります。
- ・義務違反者には最大50万円以下の罰金があります。



喫煙できる施設は、標識を掲示しています。



(例)



(例)

全ての方

- × 喫煙専用室以外での喫煙
- × 標識を汚したり勝手に外す

事業主の方

- × 喫煙専用室以外への灰皿の設置
- × 喫煙専用室の設置基準違反
- × 20歳未満の者を喫煙専用室へ入れる

健康増進法全般や受動喫煙対策、義務違反に関するご質問やご意見は、下記までお願いします。

佐賀県 健康増進課 健康づくり・歯科保健担当

☎ 0952-25-7075
☎ 0952-25-7268

鳥栖保健福祉事務所 健康推進担当

☎ 83-3579
☎ 84-1849



健康増進法に関する詳しい情報はこちら

なくそう！望まない受動喫煙



相続手続

遺言

無料相談会も実施中!!

不動産名義変更には何が必要なの？

遺産分割で揉めない方法は？

遺言書はどう作るの？

相続放棄 親の借金を相続したくない!



司法書士法人
州都綜合法務事務所
SHUTO JUDICIAL SCRIVENER OFFICE

主たる事務所 佐賀県鳥栖市秋葉町3-18-6
佐賀県司法書士会
佐賀・鳥栖オフィス代表社員 原弘安

鳥栖市 相続 州都 検索
▲詳しくはホームページをご覧ください



経験豊富な
司法書士が相談対応!!

佐賀・鳥栖
オフィス

☎ 0120-790-481

佐賀県鳥栖市秋葉町3丁目18番地6 TEL: 0942-83-0044 FAX: 0942-83-0054
平日 8:30~17:30 平日17:30以降、土日也对応可能です(要予約) 駐車場あり

有料広告